

公共事業の事後評価書

(水源林造成事業等の期中の評価)

平成 1 5 年 1 2 月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

事業採択後5年を経過した時点で継続中である事業実施地区等について、5年ごとに事後評価（期中の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施箇所数
機 構 事 業	水源林造成事業	4 8
	大規模林業圏開発林道事業	5
計		5 3

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、林野庁が平成15年4月から15年12月にかけて実施した。
評価担当部局は、一覧表（[別添1](#)）に示すとおりである。

3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点から評価を行った。その際、事業の進捗状況や森林・林業情勢、山村の状況その他の社会経済情勢の変化等に照らして当該事業の内容について点検し総合的な評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、「林野公共事業の事業評価実施要領」に基づき、森林・林業情勢、山村の状況その他の社会情勢の変化等の項目を点検し、事業の方針を決定した。
結果については、地区別評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

林野庁において、学識経験者で構成する第三者委員会を設け専門的見地から意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同委員会での意見の概要は以下のとおりであった。

1 水源林造成事業

植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。

ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。

2 大規模林業圏開発林道事業

森林の有する多面的機能の発揮、林業・林産業の活動の見通し、地域振興への貢献度等を総合的に判断した結果、事業を継続することが適当であると考ええる。

ただし、一部の着工中区間については終点の位置を変更し、既設の町道を活用して延長を短縮するとともに、地形が特に急峻な箇所等においては幅員を7mから5mに縮小することにより、事業費の縮減及び地形の改変の縮小を図ることが適当であると考ええる。

なお、稀少猛禽類の生息、ナキウサギの生息の可能性が認められる区間については調査を継続的に実施し環境保全に配慮して事業を実施することが適当であると考ええる。

また、委員構成は、[別添3](#)のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施実施地区毎に「期中の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとしている。

評価に用いたデータ等については、農林水産省情報公開窓口において閲覧することとしている。

7 評価の結果

評価を実施したところ事業の必要性、効率性、有効性は認められ、概ね継続すべきとの結果となったが一部地区においては計画変更のうえ継続との結果であった。

各事業地区ごとの評価結果は、地区別評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。

林野庁担当窓口一覧表

機構事業 問い合わせ先 (林野庁 03 - 3502 - 8111)

事業名	事業主管課	担当者	連絡先
水源林造成事業	林野庁 整備課	洞下 健一	6254
大規模林業圏開発林道事業			

平成15年度 水源林造成事業 地区別評価結果一覧表

林野庁 森林整備部 整備課

整理番号	事業名	事業実施地区名	事業実施主体	契約件数	植栽面積	実施方針
1	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和38年度契約地	独立行政法人緑資源機構	72	5,679	計画変更
2	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和43年度契約地	独立行政法人緑資源機構	42	2,021	計画変更
3	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和48年度契約地	独立行政法人緑資源機構	60	3,125	計画変更
4	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和53年度契約地	独立行政法人緑資源機構	65	2,275	計画変更
5	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和58年度契約地	独立行政法人緑資源機構	24	534	継続
6	水源林造成事業	東北北海道整備局 昭和63年度契約地	独立行政法人緑資源機構	42	1,155	継続
7	水源林造成事業	東北北海道整備局 平成5年度契約地	独立行政法人緑資源機構	54	664	継続
8	水源林造成事業	東北北海道整備局 平成10年度契約地	独立行政法人緑資源機構	46	677	継続
9	水源林造成事業	関東整備局 昭和38年度契約地	独立行政法人緑資源機構	112	3,928	計画変更
10	水源林造成事業	関東整備局 昭和43年度契約地	独立行政法人緑資源機構	47	931	計画変更
11	水源林造成事業	関東整備局 昭和48年度契約地	独立行政法人緑資源機構	73	1,829	計画変更
12	水源林造成事業	関東整備局 昭和53年度契約地	独立行政法人緑資源機構	76	852	計画変更
13	水源林造成事業	関東整備局 昭和58年度契約地	独立行政法人緑資源機構	21	327	継続
14	水源林造成事業	関東整備局 昭和63年度契約地	独立行政法人緑資源機構	52	626	計画変更
15	水源林造成事業	関東整備局 平成5年度契約地	独立行政法人緑資源機構	48	301	継続
16	水源林造成事業	関東整備局 平成10年度契約地	独立行政法人緑資源機構	64	493	継続
17	水源林造成事業	中部整備局 昭和38年度契約地	独立行政法人緑資源機構	61	3,490	継続
18	水源林造成事業	中部整備局 昭和43年度契約地	独立行政法人緑資源機構	53	1,736	計画変更
19	水源林造成事業	中部整備局 昭和48年度契約地	独立行政法人緑資源機構	61	2,616	計画変更
20	水源林造成事業	中部整備局 昭和53年度契約地	独立行政法人緑資源機構	81	2,302	計画変更
21	水源林造成事業	中部整備局 昭和58年度契約地	独立行政法人緑資源機構	33	467	継続
22	水源林造成事業	中部整備局 昭和63年度契約地	独立行政法人緑資源機構	45	1,171	継続
23	水源林造成事業	中部整備局 平成5年度契約地	独立行政法人緑資源機構	47	632	継続
24	水源林造成事業	中部整備局 平成10年度契約地	独立行政法人緑資源機構	39	503	継続
25	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和38年度契約地	独立行政法人緑資源機構	70	3,302	計画変更
26	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和43年度契約地	独立行政法人緑資源機構	35	1,761	計画変更
27	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和48年度契約地	独立行政法人緑資源機構	89	2,783	計画変更
28	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和53年度契約地	独立行政法人緑資源機構	79	2,333	継続
29	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和58年度契約地	独立行政法人緑資源機構	35	554	継続
30	水源林造成事業	近畿北陸整備局 昭和63年度契約地	独立行政法人緑資源機構	58	1,011	継続
31	水源林造成事業	近畿北陸整備局 平成5年度契約地	独立行政法人緑資源機構	58	775	継続
32	水源林造成事業	近畿北陸整備局 平成10年度契約地	独立行政法人緑資源機構	79	890	継続
33	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和38年度契約地	独立行政法人緑資源機構	186	6,669	継続
34	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和43年度契約地	独立行政法人緑資源機構	70	1,672	継続
35	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和48年度契約地	独立行政法人緑資源機構	166	4,349	継続
36	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和53年度契約地	独立行政法人緑資源機構	106	2,609	継続
37	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和58年度契約地	独立行政法人緑資源機構	55	941	継続
38	水源林造成事業	中国四国整備局 昭和63年度契約地	独立行政法人緑資源機構	95	1,443	継続
39	水源林造成事業	中国四国整備局 平成5年度契約地	独立行政法人緑資源機構	127	1,370	継続
40	水源林造成事業	中国四国整備局 平成10年度契約地	独立行政法人緑資源機構	152	1,659	継続
41	水源林造成事業	九州整備局 昭和38年度契約地	独立行政法人緑資源機構	126	4,342	継続
42	水源林造成事業	九州整備局 昭和43年度契約地	独立行政法人緑資源機構	82	1,648	計画変更
43	水源林造成事業	九州整備局 昭和48年度契約地	独立行政法人緑資源機構	94	1,902	計画変更
44	水源林造成事業	九州整備局 昭和53年度契約地	独立行政法人緑資源機構	72	1,010	継続
45	水源林造成事業	九州整備局 昭和58年度契約地	独立行政法人緑資源機構	25	373	継続
46	水源林造成事業	九州整備局 昭和63年度契約地	独立行政法人緑資源機構	76	830	継続
47	水源林造成事業	九州整備局 平成5年度契約地	独立行政法人緑資源機構	86	859	継続
48	水源林造成事業	九州整備局 平成10年度契約地	独立行政法人緑資源機構	73	841	継続

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S38～H70（最長95年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	東北北海道整備局 昭和38年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数72件、植栽面積5,679ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 40,857百万円 総費用（C） 24,930百万円 分析結果（B/C） 1.64		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお1万4千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ37.5年生で樹高12.6m、胸高直径18.7cm、1ha当たり材積215m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の15%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち35%が、北上川水系田瀬ダム、最上川水系上郷ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち48%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	特になし。		
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考えられる。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S43～H75（最長95年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	東北北海道整備局 昭和43年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数42件、植栽面積2,021ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 16,802百万円 総費用（C） 8,862百万円 分析結果（B/C） 1.90
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、昭和55年から平成2年にかけて減少したものの、その後約9千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ32.2年生で樹高12.7m、胸高直径18.3cm、1ha当たり材積223m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の13%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち17%が、北上川水系栗駒ダム、最上川水系上郷ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち46%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
事業コスト縮減等の可能性	特になし。
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適切と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S48～H80（最長95年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	東北北海道整備局 昭和48年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業、契約件数60件、植栽面積3,125ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 28,458百万円 総費用（C） 13,597百万円 分析結果（B/C） 2.09
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、昭和55から平成2年にかけて減少したものの、その後約1万4千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ29.1年生で樹高11.3m、胸高直径16.9cm、1ha当たり材積190m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の15%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち51%が、北上川水系花山ダム、最上川水系上郷ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち43%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育が遅れている林分で、その後の植栽木の成長に伴って保育が必要と認められる場合によっては、効率的な本数調整を行うことにより、コスト縮減の可能性はある。
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</u>

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S53～H85（最長95年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	東北北海道整備局 昭和53年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数65件、植栽面積2,275ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 23,337百万円 総費用（C） 9,806百万円 分析結果（B/C） 2.38
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、昭和55から平成2年にかけて減少したものの、その後約1万2千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、現在昭和45年当時の約2倍の水準にあり、また、担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ24.5年生で樹高11.0m、胸高直径16.8cm、1ha当たり材積201m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の10%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち15%が、最上川水系白川ダム、阿武隈川水系セヶ宿ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち33%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。
事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育が遅れている林分で、その後の植栽木の成長に伴って保育が必要と認められる場合によっては、効率的な本数調整を行うことにより、コスト縮減の可能性はある。
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、東北地区においてみられる雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</u>

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S58～H70（最長75年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	東北北海道整備局 昭和58年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数24件、植栽面積534ha。						
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益（B）</td> <td>5,673百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用（C）</td> <td>2,264百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果（B/C）</td> <td>2.51</td> </tr> </table>	総便益（B）	5,673百万円	総費用（C）	2,264百万円	分析結果（B/C）	2.51
総便益（B）	5,673百万円						
総費用（C）	2,264百万円						
分析結果（B/C）	2.51						
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、昭和55年から平成2年にかけて減少したものの、その後約4千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が9.5回、除伐の平均実施回数が1.2回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に186ha実施している。						
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち17%が、北上川水系栗駒ダム、最上川水系上郷ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち25%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。						
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。						
代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 6 3 ~ H 9 0 (最長90年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	東北北海道整備局 昭和63年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数42件、植栽面積1,155ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益(B) 12,685百万円 総費用(C) 4,790百万円 分析結果(B/C) 2.65
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、昭和55年から平成2年にかけて減少したものの、近年増加傾向にあり、森林造成が引き続き必要である。関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、平成2年から平成12年にかけて減少したものの、依然として4分の1強の水準にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が9.7回、除伐の平均実施回数が0.9回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に132ha実施している。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち7%が、北上川水系田瀬ダム、最上川水系上郷ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち40%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。
代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H5～H90（最長85年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	東北北海道整備局 平成5年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数54件、植栽面積664ha。						
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益（B）</td> <td>7,338百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用（C）</td> <td>2,646百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果（B/C）</td> <td>2.77</td> </tr> </table>	総便益（B）	7,338百万円	総費用（C）	2,646百万円	分析結果（B/C）	2.77
総便益（B）	7,338百万円						
総費用（C）	2,646百万円						
分析結果（B/C）	2.77						
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、増加傾向にあり、森林造成の必要性が増してきている。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、同じ水準にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下刈については平均8.6回実施しており、除伐・枝打は実施対象林齢に達していないことから未実施である。						
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち13%が、北上川水系花山ダム、鳴子ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち38%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。						
事業コスト縮減等の可能性	除伐に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。 枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。						
代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は <u>継続</u> する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H10～H95（最長85年間）						
事業実施地区名 （都道府県名）	東北北海道整備局 平成10年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構						
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数46件、植栽面積677ha。								
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益（B）</td> <td>7,034百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用（C）</td> <td>2,559百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果（B/C）</td> <td>2.75</td> </tr> </table>			総便益（B）	7,034百万円	総費用（C）	2,559百万円	分析結果（B/C）	2.75
総便益（B）	7,034百万円								
総費用（C）	2,559百万円								
分析結果（B/C）	2.75								
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、増加傾向にあり、森林造成の必要性が増してきている。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、同じ水準にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。								
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、現在、下刈を毎年度実施中である。								
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち8%が、鳴瀬川水系宮床ダム、北上川水系梁川ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち35%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。								
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。								
事業コスト縮減等の可能性	除伐に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。 枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。								
代替案の実現可能性	該当なし。								
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。								
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は <u>継続</u> する。								

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S38～H70（最長95年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	関東整備局 昭和38年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数112件、植栽面積3,928ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 32,366百万円 総費用（C） 17,224百万円 分析結果（B/C） 1.88		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、増加傾向にあり、森林造成の必要性が増してきている。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ37.2年生で樹高14.2m、胸高直径20.1cm、1ha当たり材積288m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の16%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち55%が、利根川水系草木ダム、大井川水系大井ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち17%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	特になし。		
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考えられる。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</u>		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S43～H70(最長90年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	関東整備局 昭和43年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数47件、植栽面積931ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益(B) 8,534百万円 総費用(C) 4,082百万円 分析結果(B/C) 2.09		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、平成2年から12年にかけてわずかに減少したものの、約2万8千ha程度で推移し、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ34.4年生で樹高12.3m、胸高直径16.7cm、1ha当たり材積220m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の18%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち70%が、阿賀野川揚川ダム、利根川水系須田貝ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち15%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	特になし。		
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考えられる。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S48～H75(最長90年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	関東整備局 昭和48年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数73件、植栽面積1,829ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益(B) 18,130百万円 総費用(C) 7,958百万円 分析結果(B/C) 2.28		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、増加傾向にあり、森林造成の必要性が増してきている。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ27.6年生で樹高12.5m、胸高直径18.5cm、1ha当たり材積236m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の21%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち55%が、大井川水系畑薙第1ダム、利根川水系下久保ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち19%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育が遅れている林分で、その後の植栽木の成長に伴って保育が必要と認められる場合にあつては、効率的な本数調整を行うことにより、コスト縮減の可能性はある。		
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考えられる。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S53～H70（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	関東整備局 昭和53年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数76件、植栽面積852ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 9,440百万円 総費用（C） 3,673百万円 分析結果（B/C） 2.57		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、増加傾向にあり、森林造成の必要性が増してきている。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ24.5年生で樹高12.2m、胸高直径18.4cm、1ha当たり材積223m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の11%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち61%が、利根川水系五十里ダム、天竜川水系船明ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち12%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。		
事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育が遅れている林分で、その後の植栽木の成長に伴って保育が必要と認められる場合によっては、効率的な本数調整を行うことにより、コスト縮減の可能性はある。		
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考えられる。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S58～H75（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	関東整備局 昭和58年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数21件、植栽面積327ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 3,911百万円 総費用（C） 1,386百万円 分析結果（B/C） 2.82		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、平成2年から平成12年にかけて減少したものの、約1万haで推移しており、森林造成の必要性が増してきている。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が8.3回、除伐の平均実施回数が1.3回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に190ha実施している。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち47%が、天竜川水系船明ダム、酒匂川水系三保ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち21%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S63～H90（最長90年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	関東整備局 昭和63年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数52件、植栽面積626ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 7,617百万円 総費用（C） 2,596百万円 分析結果（B/C） 2.93		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、増加傾向にあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が7.6回、除伐の平均実施回数が0.8回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に147ha実施している。 植栽地に占める生育状況が不良の割合は、全体の10%である。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち46%が、利根川水系須田貝ダム、天竜川水系船明ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち30%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。 ただし、植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化しつつある一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況等に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施することとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、植栽木の生育が遅れている一部の林分や広葉樹林化しつつある一部の林分については、今後の成長を見極めつつ、林況等に応じ除伐を見合わせるなど針広混交林等への誘導等を実施する。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H5～H95（最長90年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	関東整備局 平成5年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数48件、植栽面積301ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 3,661百万円 総費用（C） 1,199百万円 分析結果（B/C） 3.05		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、増加傾向にあり、森林造成の必要性が増してきている。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下刈の平均実施回数が7.1回となっている。除伐・枝打は実施対象林齢に達していないことから未実施である。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち50%が、利根川水系五十里ダム、天竜川水系船明ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち18%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	除伐に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。 枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H10～H100(最長90年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	関東整備局 平成10年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数64件、植栽面積493ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益(B) 5,636百万円 総費用(C) 1,864百万円 分析結果(B/C) 3.02		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、増加傾向にあり、森林造成の必要性が増してきている。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、現在、下刈を毎年実施中である。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち50%が、都田川水系都田川ダム、多摩川水系小河内ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち34%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	除伐に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。 枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S38～H70（最長95年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中部整備局 昭和38年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数61件、植栽面積3,490ha。		
費用対効果分析の 算定基礎となった 要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 34,009百万円 総費用（C） 15,330百万円 分析結果（B/C） 2.22		
森林・林業情勢、 農山漁村の状況そ 他の社会経済情 勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約1万7千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ38.6年生で樹高13.7m、胸高直径17.1cm、1ha当たり材積263m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の7%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。		
関連事業の整備 状況	当該契約面積のうち54%が、神通川水系室牧ダム、木曽川水系岩屋ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち33%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地 方公共団体等）の 意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等 の可能性	特になし。		
代替案の実現可能 性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。		
評価結果及び 事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は <u>継続</u> する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S43～H60（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中部整備局 昭和43年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数53件、植栽面積1,736ha。		
費用対効果分析の 算定基礎となった 要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 18,191百万円 総費用（C） 7,616百万円 分析結果（B/C） 2.39		
森林・林業情勢、 農山漁村の状況そ 他の社会経済情 勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、昭和55年以降減少傾向にあるものの、その後約1万6千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ33.9年生で樹高11.8m、胸高直径14.6cm、1ha当たり材積192m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の13%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。		
関連事業の整備 状況	当該契約面積のうち49%が、神通川水系泰阜ダム、天竜川水系戸草ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち30%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地 方公共団体等）の 意向	周辺の平均的な山林より生育が遅れていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等 の可能性	特になし。		
代替案の実現可能 性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適切と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び 事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S48～H65（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中部整備局 昭和48年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数61件、植栽面積2,616ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 29,417百万円 総費用（C） 11,388百万円 分析結果（B/C） 2.58
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、昭和55年以降減少傾向にあるものの、依然として約1万3千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ28.1年生で樹高10.7m、胸高直径15.8cm、1ha当たり材積152m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の18%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち38%が、天竜川水系泰阜ダム、木曾川水系岩屋ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち34%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林より生育が遅れていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業の計画的な実施を要望している。
事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育が遅れている林分で、その後の植栽木の成長に伴って保育が必要と認められる場合によっては、効率的な本数調整を行うことにより、コスト縮減の可能性はある。
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</u>

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S53～H80（最長90年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中部整備局 昭和53年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数81件、植栽面積2,302ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 28,676百万円 総費用（C） 9,963百万円 分析結果（B/C） 2.88
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、昭和55年以降減少傾向にあるものの、依然として約1万7千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ24.6年生で樹高10.7m、胸高直径17.1cm、1ha当たり材積158m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の10%である。 （注）林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち81%が、木曽川水系横山ダム、天竜川水系平岡ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち11%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。
事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育が遅れている林分で、その後の植栽木の成長に伴って保育が必要と認められる場合によっては、効率的な本数調整を行うことにより、コスト縮減の可能性はある。
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・ 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・ 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</u>

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S58～H55（最長60年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中部整備局 昭和58年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数33件、植栽面積467ha。						
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益（B）</td> <td>6,359百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用（C）</td> <td>1,989百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果（B/C）</td> <td>3.20</td> </tr> </table>	総便益（B）	6,359百万円	総費用（C）	1,989百万円	分析結果（B/C）	3.20
総便益（B）	6,359百万円						
総費用（C）	1,989百万円						
分析結果（B/C）	3.20						
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、約7千～6千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が7.4回、除伐の平均実施回数が0.9回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に250ha実施している。						
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち40%が、木曾川水系中里ダム、天竜川水系泰阜ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち24%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。						
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。						
代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S63～H80（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中部整備局 昭和63年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数45件、植栽面積1,171ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 16,392百万円 総費用（C） 4,898百万円 分析結果（B/C） 3.35
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、約1万～9千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が7.3回、除伐の平均実施回数が0.7回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に139ha実施している。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち64%が、矢作川水系矢作ダム、木曾川水系角川ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち17%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。
代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H5～H95（最長90年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中部整備局 平成5年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数47件、植栽面積632ha。						
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益（B）</td> <td>8,360百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用（C）</td> <td>2,560百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果（B/C）</td> <td>3.27</td> </tr> </table>	総便益（B）	8,360百万円	総費用（C）	2,560百万円	分析結果（B/C）	3.27
総便益（B）	8,360百万円						
総費用（C）	2,560百万円						
分析結果（B/C）	3.27						
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、約1万haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。						
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が6.5回となっている。除伐・枝打は、実施対象林齢に達していないことから未実施である。						
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち59%が、天竜川水系小渋ダム、木曾川水系岩屋ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち8%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。						
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。						
事業コスト縮減等の可能性	除伐に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。 枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。						
代替案の実現可能性	該当なし。						
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。						
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は <u>継続</u> する。						

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H10～H90（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中部整備局 平成10年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数39件、植栽面積503ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 6,500百万円 総費用（C） 1,940百万円 分析結果（B/C） 3.35
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、約7千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、現在、下刈を毎年度実施中である。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち31%が、天竜川水系平岡ダム、木曾川水系岩屋ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち20%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
事業コスト縮減等の可能性	除伐に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。 枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。
代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は <u>継続</u> する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S38～H70（最長95年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	近畿北陸整備局 昭和38年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数70件、植栽面積3,302ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 30,383百万円 総費用（C） 14,495百万円 分析結果（B/C） 2.10		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、約8千～9千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ38.7年生で樹高14.0m、胸高直径20.0cm、1ha当たり材積275m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の13%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち44%が、由良川水系大野ダム、市川水系生野ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち31%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	特になし。		
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考えられる。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</u>		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S43～H40(最長60年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	近畿北陸整備局 昭和43年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数35件、植栽面積1,761ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益(B) 18,860百万円 総費用(C) 7,721百万円 分析結果(B/C) 2.44		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、平成2年から12年にかけて減少したものの、依然として約5千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ34.3年生で樹高14.3m、胸高直径19.2cm、1ha当たり材積301m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の10%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち49%が、新宮川水系風屋ダム、日高川水系椿山ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち39%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	特になし。		
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考えられる。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</u>		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S48～H80（最長95年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	近畿北陸整備局 昭和48年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数89件、植栽面積2,783ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 30,857百万円 総費用（C） 12,109百万円 分析結果（B/C） 2.55		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、昭和55年以降減少傾向にあるが、依然として約1万1千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ29.0年生で樹高11.5m、胸高直径17.9cm、1ha当たり材積187m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の16%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち52%が、新宮川水系七色ダム、九頭竜川水系滝ヶ鼻ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち37%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育が遅れている林分で、その後の植栽木の成長に伴って保育が必要と認められる場合によっては、効率的な本数調整を行うことにより、コスト縮減の可能性はある。		
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考えられる。 ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S53～H70（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	近畿北陸整備局 昭和53年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数79件、植栽面積2,333ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 27,832百万円 総費用（C） 10,051百万円 分析結果（B/C） 2.77		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、平成2年以降減少したものの、依然として約1万2千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ24.9年生で樹高11.0m、胸高直径17.4cm、1ha当たり材積181m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の8%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち34%が、揖保川水系引原ダム、由良川水系大野ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち45%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。		
事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育が遅れている林分で、その後の植栽木の成長に伴って保育が必要と認められる場合によっては、効率的な本数調整を行うことにより、コスト縮減の可能性はある。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S58～H85（最長90年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	近畿北陸整備局 昭和58年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数35件、植栽面積554ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 7,026百万円 総費用（C） 2,347百万円 分析結果（B/C） 2.99		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、約6千～7千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が7.5回、除伐の平均実施回数が1.1回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に330ha実施している。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち22%が、由良川水系大野ダム、新宮川水系池原ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち32%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S63～H70（最長70年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	近畿北陸整備局 昭和63年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数58件、植栽面積1,011ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 13,168百万円 総費用（C） 4,190百万円 分析結果（B/C） 3.14		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、約8千～1万haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が7.0回、除伐の平均実施回数が0.8回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に145ha実施している。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち37%が、新宮川水系風屋ダム、由良川水系大野ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち45%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は <u>継続</u> する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H5～H85（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	近畿北陸整備局 平成5年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数58件、植栽面積775ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 9,995百万円 総費用（C） 3,147百万円 分析結果（B/C） 3.18		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約9千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下刈の平均実施回数が6.6回となっている。除伐・枝打は実施対象林齢に達していないことから未実施である。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち42%が、日高川水系椿山ダム、新宮川水系風屋ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち38%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林より生育が遅れていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	除伐に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。 枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H10～H105(最長95年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	近畿北陸整備局 平成10年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数79件、植栽面積890ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益(B) 10,706百万円 総費用(C) 3,418百万円 分析結果(B/C) 3.13		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約1万3千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、現在、下刈を毎年度実施中である。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち27%が、新宮川水系風屋ダム、日高川水系椿山ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち52%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	除伐に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。 枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S38～H70(最長95年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	中国四国整備局 昭和38年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数186件、植栽面積6,669ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益(B) 62,526百万円 総費用(C) 29,267百万円 分析結果(B/C) 2.14		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約1万2千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ38.0年生で樹高15.8m、胸高直径21.9cm、1ha当たり材積347m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の7%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち43%が、斐伊川水系三成ダム、仁淀川水系面河第三ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち41%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	特になし。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S43～H60（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中国四国整備局 昭和43年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数70件、植栽面積1,672ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 17,942百万円 総費用（C） 7,329百万円 分析結果（B/C） 2.45
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約6千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ33.8年生で樹高15.6m、胸高直径22.7cm、1ha当たり材積350m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の6%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち31%が、吉野川水系三縄ダム、仁淀川水系柳谷ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち44%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
事業コスト縮減等の可能性	特になし。
代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、造林地の成育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S48～H65（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中国四国整備局 昭和48年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数166件、植栽面積4,349ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 50,166百万円 総費用（C） 18,920百万円 分析結果（B/C） 2.65		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約1万1千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ28.7年生で樹高14.4m、胸高直径21.9cm、1ha当たり材積291m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の6%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち39%が、江の川水系高暮ダム、阿武川水系阿武川ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち44%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育が遅れている林分で、その後の植栽木の成長に伴って保育が必要と認められる場合によっては、効率的な本数調整を行うことにより、コスト縮減の可能性はある。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、造林地の成育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S53～H60（最長70年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中国四国整備局 昭和53年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数106件、植栽面積2,609ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 32,050百万円 総費用（C） 11,220百万円 分析結果（B/C） 2.86		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約1万haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ24.0年生で樹高11.6m、胸高直径18.3cm、1ha当たり材積197m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の6%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち36%が、江の川水系浜原ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち36%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育が遅れている林分で、その後の植栽木の成長に伴って保育が必要と認められる場合によっては、効率的な本数調整を行うことにより、コスト縮減の可能性はある。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、造林地の成育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S58～H60（最長65年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中国四国整備局 昭和58年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数55件、植栽面積941ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 12,259百万円 総費用（C） 3,978百万円 分析結果（B/C） 3.08
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約6千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が7.4回、除伐の平均実施回数が1.3回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に747ha実施している。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち16%が、江の川水系八戸ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち39%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。
代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S63～H85（最長85年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中国四国整備局 昭和63年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数95件、植栽面積1,443ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 19,260百万円 総費用（C） 5,957百万円 分析結果（B/C） 3.23
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約9千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が7.7回、除伐の平均実施回数が0.9回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に493ha実施している。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち28%が、那賀川水系小見野々ダム、仁淀川水系柳谷ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち44%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。
代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は <u>継続</u> する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H5～H90（最長85年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	中国四国整備局 平成5年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数127件、植栽面積1,370ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 18,187百万円 総費用（C） 5,518百万円 分析結果（B/C） 3.30		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、約1万3千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下掲の平均実施回数が7.3回となっている。除伐・枝打は、実施対象林齢に達していないことから未実施である。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち24%が、日野川水系大宮ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち40%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。		
事業コスト縮減等の可能性	除伐に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。 枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H10～H100(最長90年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	中国四国整備局 平成10年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数152件、植栽面積1,659ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益(B) 20,732百万円 総費用(C) 6,311百万円 分析結果(B/C) 3.29		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、約1万4千haで推移しており、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、現在、下刈を毎年度実施中である。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち22%が、江の川水系温井ダム、斐伊川水系三成ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち38%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は適期作業が計画的に実施されていると判断している。		
事業コスト縮減等の可能性	除伐に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。 枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S38～H70（最長95年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	九州整備局 昭和38年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数126件、植栽面積4,342ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 46,895百万円 総費用（C） 19,055百万円 分析結果（B/C） 2.46		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約1万4千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ38.9年生で樹高14.9m、胸高直径21.9cm、1ha当たり材積363m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の8%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち60%が、球磨川水系瀬戸石ダム、耳川水系上椎葉ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち11%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	特になし。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 4 3 ~ H 6 0 (最長80年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	九州整備局 昭和43年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数82件、植栽面積1,648ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益(B) 20,036百万円 総費用(C) 7,224百万円 分析結果(B/C) 2.77		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約1万haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ34.2年生で樹高14.2m、胸高直径22.1cm、1ha当たり材積324m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の10%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち34%が、球磨川水系瀬戸石ダム、川内川水系鶴田ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち22%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。		
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	おおむね周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	特になし。		
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。		
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考えられる。 ただし、干害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 効率性：効率性を確保するため、干害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</u>		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S48～H65（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	九州整備局 昭和48年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数94件、植栽面積1,902ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 24,962百万円 総費用（C） 8,275百万円 分析結果（B/C） 3.02
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約1万1千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ29.1年生で樹高13.6m、胸高直径21.5cm、1ha当たり材積309m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の10%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分)を含む。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち58%が、一ツ瀬川水系一ツ瀬ダム、小丸川水系松尾ダム等のダムに係る流域(集水区域)内に位置している。 当該契約面積のうち20%が、水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	おおむね周辺の平均的な山林より生育が良いが、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育が遅れている林分で、その後の植栽木の成長に伴って保育が必要と認められる場合によっては、効率的な本数調整を行うことにより、コスト縮減の可能性はある。
代替案の実現可能性	広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分収造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、施業方法を変更することは可能である。
第三者委員会の意見	植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考えられる。 ただし、干害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 効率性：効率性を確保するため、干害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 <u>一部の林分について事業内容を見直しのうえ、継続する。</u>

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S53～H70（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	九州整備局 昭和53年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数72件、植栽面積1,010ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 14,665百万円 総費用（C） 4,343百万円 分析結果（B/C） 3.38
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約1万haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギ25.4年生で樹高13.4m、胸高直径21.5cm、1ha当たり材積306m ³ となっている。 広葉樹林化した林分の占める割合は、全体の6%である。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち50%が、大淀川水系田代八重ダム、小丸川水系渡川ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち34%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
事業コスト縮減等の可能性	特になし。
代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、造林地の成育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果及び事業の実施方針	・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S58～H75（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	九州整備局 昭和58年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数25件、植栽面積373ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 5,587百万円 総費用（C） 1,577百万円 分析結果（B/C） 3.54
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約3千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が8.4回、除伐の平均実施回数が1.8回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に461ha実施している。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち58%が、耳川水系上椎葉ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち13%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。
代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は <u>継続</u> する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S63～H90（最長90年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	九州整備局 昭和63年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数76件、植栽面積830ha。
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 12,978百万円 総費用（C） 3,426百万円 分析結果（B/C） 3.79
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約1万haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下列の平均実施回数が9.3回、除伐の平均実施回数が0.9回となっており、枝打はスギ・ヒノキを対象に687ha実施している。
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち65%が、球磨川水系瀬戸石ダム、一ツ瀬川水系一ツ瀬ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち10%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。
代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H5～H90（最長85年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	九州整備局 平成5年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数86件、植栽面積859ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 13,405百万円 総費用（C） 3,459百万円 分析結果（B/C） 3.88		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約1万2千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下掲の平均実施回数が8.3回実施している。除伐・枝打は、実施対象年度に達していないことから未実施である。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち42%が、耳川水系松尾ダム、五ヶ瀬川水系星山ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち27%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	除伐に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。 枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H10～H90（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	九州整備局 平成10年度 契約地	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数73件、植栽面積841ha。		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 12,295百万円 総費用（C） 3,199百万円 分析結果（B/C） 3.84		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約9千haあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。		
事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、現在、下刈を毎年度実施中である。		
関連事業の整備状況	当該契約面積のうち49%が、五ヶ瀬川水系北川ダム、筑後川水系夜明ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置している。 当該契約面積のうち40%が、水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。		
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。		
事業コスト縮減等の可能性	除伐に当たっては、適期実施に努めると共に、広葉樹等は極力保残するなど針広混交林等の造成を目指すことにより事業コストの縮減を図る。 枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。		
代替案の実現可能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適切と考える。		
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性は認められる。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 事業は継続する。		